

静岡県告示第141号

不当な取引行為の指定（平成11年静岡県告示第355号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月4日

静岡県知事 川勝平太

改正前	改正後
<p>1 消費者に対し、商品若しくは役務（以下「商品等」という。）に関する重要な情報を故意に提供せず、若しくは<u>誤信</u>を招く情報を提供し、消費者を威迫し、又は心理的に不安な状態に陥れる等の不当な方法を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p> <p>(1) <u>商品の販売若しくは役務の提供の目的を隠して又は商品等の販売以外のことを主要な目的であるかのように告げて</u>消費者に接近し、又はそのような広告等で消費者を営業所等に誘引して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p>	<p>1 消費者に対し、商品若しくは役務（以下「商品等」という。）に関する重要な情報を故意に提供せず、若しくは<u>誤認</u>を招く情報を提供し、消費者を威迫し、又は心理的に不安な状態に陥れる等の不当な方法を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p> <p>(1) <u>商品等の販売、購入若しくは提供等（以下「取引」という。）の目的を隠して又は商品等の取引以外のことを主要な目的であるかのように告げ、若しくは表示して、</u>消費者に接近し、又はそのような広告等で消費者を営業所等に誘引して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p> <p>(2) <u>商品等の取引に際し、消費者の拒絶の意思表示にもかかわらず、電話をかけ、若しくは訪問して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</u></p> <p>(3) <u>契約の申込みとなることを告げず、若しくは消費者が容易に認識できるように表示せずに、消費者の承諾なく若しくは欺いて、スマートフォン等の電子計算機を用いて入力させる等申込みに必要な情報を取得することにより、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</u></p> <p>(4) <u>消費者の依頼又は承諾なく、若しくはその拒絶の意思表示にもかかわらず、消費者に対し電話機、ファクシミリ装置その他の通信機器若しくはスマートフォン等の電子計算機を利用して一方的に広告宣伝等を行うことにより、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</u></p>

- (5) 消費者に、商品等の取引に誘引する意図を隠して利益のみを供与する等著しく事実に相違する表示又は事実に相違することが容易に認識できないような表示で、広告し、又はそのような表示のある文書を送付若しくは配布する行為
- (6) 道路、駅等において、消費者の進路に立ちふさがり、又は消費者に付きまとうことにより、その場で、又は営業所等に誘引し、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (7) 住居、勤務先等を訪問し、又は電話等により営業所等に誘引して、執ように、又は消費者を欺き、若しくは威迫して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (8) 消費者の判断力の不足に乗じて、消費者に不利益をもたらすおそれがある契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (9) 消費者の知識、経験、財産、収入、家族構成等の状況に照らして不相当と認められる契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (10) 消費者が契約締結の意思を決定する上で重要な事項について、事実と異なること若しくは誤認させるような事実を告げて、又は将来における不確実な事項について断定的判断を提供して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (11) 商品等に関し、その品質、安全性、内容及び取引条件、取引の仕組みその他の取引に関する重要な情報であつて、事業者が保有し、又は保有し得るものを消費者に提供せず、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (12) 商品等の品質、内容又は取引条件が、実際のものよりも著しく優良又は有利である

と誤認させるような言動又は表示を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

(13) 商品等の購入、設置若しくは利用又は物品の売却、回収若しくは放棄が法令等に基づき義務づけられていると誤認させるような言動又は表示を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

(14) 自ら官公署、公共的団体等の職員であると誤認させるような言動等を用いて、又は官公署、公共的団体等の許可、認可、後援等を得ていると誤認させるような言動等を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

(15) 事業者名、氏名、住所、連絡先等について、明らかにせず、又は虚偽の内容を告げて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

(16) 他人の称号、商標等又はこれらに類似する商号、商標等を不正に使用して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

(17) 法令又は条例に定める書面（当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を消費者に交付する義務その他事業者が消費者に情報を提供する義務に違反し、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

(18) 特定商取引に関する法律施行規則（昭和51年通商産業省令第89号）第16条第1項第1号に規定する電子契約（以下「電子契約」という。）の申込みに際し、当該電子契約に係る電子計算機の操作が当該電子契約の申込みとなることを、消費者が容易に認識できるように表示せずに、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

(19) 電子契約の申込みに際し、消費者が申込

みの内容を容易に確認し、及び訂正できる
ようにせずに、契約の締結を勧誘し、又は
契約を締結させる行為

(20) 消費者を威迫して困惑させ、又は迷惑を
覚えさせるような方法で、契約の締結を勧
誘し、又は契約を締結させる行為

(21) 消費者の年齢、収入等契約を締結する上
で重要性を有する事項について偽るよう
にそそのかして、契約の締結を勧誘し、又は
契約を締結させる行為

(22) 消費者が商品等を販売する目的で勧誘を
行う者に対し恋愛感情その他の好意の感情
を抱き、かつ、当該勧誘を行う者も当該消
費者に対して同様の感情を抱いているもの
と誤信していることを知りながら、これに
乗じて、又は親切を装うこと、無料検査等
その他の無償若しくは著しく低い対価で商
品等を供給することにより生じた消費者の
心理的負担を利用して、契約の締結を勧誘
し、又は契約を締結させる行為

(23) 商品等購入資金等に関して、消費者から
の要請がないにもかかわらず、執ように貸
金業者等からの借入その他の信用の供与を
受けることを勧めて、契約の締結を勧誘
し、又は契約を締結させる行為

(24) 消費者の不幸を予言すること、消費者の
健康上の不安、老後の不安その他生活上の
不安をことさらにおおること等により、消
費者を心理的に不安な状態に陥らせる言動
等を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契
約を締結させる行為

(25) 商品等の販売目的を告げないで、それ以
外の商品等を無償又は著しく低い対価で供
給すること等により、消費者を正常な判断
ができない状態に陥れて、契約の締結を勧
誘し、又は契約を締結させる行為

(26) 消費者を集め、若しくは消費者が集まっている場所において、商品等の販売目的を告げないで、それ以外の商品等は無償若しくは著しく低い対価で供給すること等により、不当に消費者の購買意欲をあおり、消費者を正常な判断ができない状態に陥れて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

(27) 消費者の意に反して、早朝、深夜若しくは勤務中等に電話をし、又は訪問をする等の消費者に迷惑をかけ、又はかけるおそれのある方法を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

(28) 消費者が依頼又は承諾していないにもかかわらず、消費者の住居等において商品等の取引を一方的に行い、あたかも契約が成立したかのように誤認させて、消費者を心理的に不安な状態又は正常な判断ができない状態に陥れて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

(29) 消費者の情報又は消費者が過去に関わった商品等の取引に関する情報を利用して、消費者を心理的に不安な状態に陥らせ、過去の不利益が回復できるかのように誤認させ、又は害悪を受けることを予防し、若しくは現在被っている不利益が拡大することを防止するかのように誤認させて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

(2) 商品等に関し、その品質、安全性、内容、取引条件、取引の仕組みその他の取引に関する重要な事項を故意に告げず、又は虚偽の事実を告げて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

(3) 商品等の品質、内容又は取引条件が、実際のものよりも著しく優良又は有利であると誤信させるような言動又は表示を用い

て、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

(4) 商品等の購入、設置又は利用が法令等に基づき義務づけられていると誤信させるような言動又は表示を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

(5) 自ら官公署、公共的団体等の職員であると誤信させるような言動等を用いて、又は官公署、公共的団体等の許可、認可、後援等を得ていると誤信させるような言動等を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

(6) 事業者名、氏名、住所、連絡先等について、明らかにせず、又は虚偽の内容を告げて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

(7) 他人の称号、商標等又はこれらに類似する商号、商標等を不正に使用して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

(8) 消費者の意に反して長時間にわたり、若しくは反復して、威圧的な言動等を用いて、又は契約を締結する意思がない旨を表示しているにもかかわらず、迷惑を覚えさせるような方法で、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

(9) 消費者の年齢、収入等契約を締結する上で重要性を有する事項について偽るようこそそのかして、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

(10) 商品等を販売する目的で、無料検査、親切行為その他の無償又は著しく低い対価の商品等の供給を行い、これにより消費者の心理的負担を利用して、執ように契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

(11) 商品等購入資金等に関して、消費者からの要請がないにもかかわらず、執ように貸

金業者等からの借入その他の信用の供与を受けることを勧めて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

(12) 消費者の取引に関する知識、判断力等の不足に乗じて、消費者に著しい不利益をもたらすおそれがある契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

(13) 消費者の不幸を予言すること、消費者の健康上の不安、老後の不安その他生活上の不安をことさらあおること等により、消費者を心理的に不安な状態に陥れ、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

(14) 主たる販売目的以外の商品等を意図的に無償又は著しく低い対価で供給すること等により、消費者を正常な判断ができない状態に陥れて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

(15) 道路、駅等において、消費者の進路に立ちふさがり、又は消費者に付きまとうことにより、その場で、又は営業所等に誘引し、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

(16) 消費者の意に反して、早朝、深夜若しくは勤務中等に電話をし、又は訪問をする等の消費者に迷惑をかけ、又はかけるおそれのある方法を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

(17) 住居、勤務先等を訪問し、又は電話等により営業所等に誘引して、執ように、又は消費者を欺き、若しくは威迫して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

2 (略)

(1) (略)

(2) 消費者の契約の申込みの撤回、解除又は取消しをする権利を制限して、消費者に著しい不利益をもたらす内容の契約を締結さ

2 (略)

(1) (略)

(2) 消費者の契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消し又は契約の無効の主張をすることができる権利若しくはその行使方

せる行為

(3)～(6) (略)

3 消費者に対し、契約(契約の成立又はその内容について当事者間で争いのあるものを含む。)に基づく債務の履行を不当に強要し、又は契約に基づく債務の履行を不当に拒否し、若しくは正当な理由なく遅延させる行為

(1)・(2) (略)

(3) 正当な理由がないにもかかわらず、消費者等に不利益となる情報を信用情報機関又は消費者の関係人に通知する旨の言動等を用いて、契約に基づく債務の履行を強要する行為

法を制限して、消費者に著しい不利益をもたらす内容の契約を締結させる行為

(3)～(6) (略)

(7) 債務不履行、債務履行に伴う不法行為若しくは契約の目的物が種類又は品質等に関して契約の内容に適合しないこと(以下「契約不適合」という。)により生じた事業者が負うべき損害賠償責任の全部又は一部を不当に免除し、若しくは契約不適合に係る事業者の修補責任を一方的に免責させる条項を設けた契約を締結させる行為

(8) 消費者が商品等の取引を行う際に必要となるクレジットカード、会員証、パスワード等、資格を証するものが、第三者によって不正に使用された場合に、消費者に不当に責任を負担させる条項を設けた契約を締結させる行為

(9) 法令(明文規定のほか一般的な法理を含む。)が適用される場合に比し、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重することにより、信義誠実の原則に反して消費者の利益を一方的に害する条項を設けた契約を締結させる行為

3 消費者に対し、契約に基づく債務の履行を不当に強要し、又は契約に基づく債務の履行を不当に拒否し、若しくは正当な理由なく遅延させる行為

(1)・(2) (略)

(3) 正当な理由がないにもかかわらず、消費者等に不利益となる情報を信用情報機関若しくは消費者等の関係人に通知し、又はインターネットその他の情報伝達手段を用いて情報を流布する旨の言動により、心理的圧迫を与えて、契約に基づく債務の履行を求め、又は債務の履行をさせる行為

<p>(4)・(5) (略)</p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>(1) 当該消費者と販売事業者等に係る関係について、重要な情報を故意に提供せず、又は<u>誤信</u>させるような表現を用いて、与信契約の締結を勧誘し、又は与信契約を締結させる行為</p> <p>(2)～(5) (略)</p>	<p>(4)・(5) (略)</p> <p><u>(6) 事業者の氏名若しくは名称又は住所について明らかにせず、若しくは偽ったまま、消費者等に対して債務の履行を請求し、又は債務を履行させる行為</u></p> <p>(7)～(9) (略)</p> <p><u>(10) 継続的に商品等を供給する契約を締結した場合において、正当な理由なく取引条件を一方的に変更し、若しくは消費者へ相当な期間を設けて通知をすることなく、履行を中断又は中止する行為</u></p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>(1) 当該消費者と販売事業者等に係る関係について、重要な情報を故意に提供せず、又は<u>誤認</u>させるような表現を用いて、与信契約の締結を勧誘し、又は与信契約を締結させる行為</p> <p>(2)～(5) (略)</p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 知事は、少なくとも3年ごとに、この告示の施行状況等について検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。